

立川市景観計画(案)新旧対照表

番号	修正箇所	旧	新	備考
1	P. 79 第4章 景観形成の方針・基準等 別表4-4-1 届出対象建築物等の色彩基準 色彩による景観形成の考え方 都市軸沿道地区	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>外壁基本色</u>については、秩序感のある建築物等による先進的な都市の街並みとなるよう、高明度・低彩度の色彩を基本とする。 ・<u>強調色</u>については、<u>歩行者空間に面しては、にぎわいの連続性が感じられるよう、中彩度までの色彩とし、主に低中層部の基層をなす部分に使用することとします。</u> ・アクセント色については、特に基準値を定めないこととするが、周辺地域への影響を考慮し、<u>低中層部での使用とします。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>外壁の色彩</u>については、秩序感のある建築物等による先進的な都市の街並みとなるよう、高明度・低彩度の色彩を基本とするが、<u>歩行者空間に面しては、にぎわいの連続性が感じられる色彩を基本とします。</u> ・アクセント色については、特に基準値を定めないこととするが、周辺地域への影響を考慮し、<u>国営昭和記念公園などの*</u> <u>7 主な視点からの見え方に配慮した色彩とします。</u> 	景観審議会

番号	修正箇所	旧	新	備考
2	<p>P. 79 第4章 景観形成の方針・基準等 別表4-4-1 届出対象建築物等の色彩基準 色彩による景観形成の考え方 中心市街地地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>外壁基本色</u>については、*¹³ 核都市「立川」にふさわしい品格の感じられる街並みとなるよう、高明度・低彩度の色彩を基本とします。 ・<u>強調色</u>については、<u>駅前</u>にふさわしいにぎわいの連続性が感じられるよう、<u>中彩度までの色彩とし、主に低中層部の基層をなす部分に使用することとします。</u> ・<u>アクセント色</u>については、特に基準値を定めないこととするが、都市の顔となる街並みへの影響を考慮し、駅前広場などの主な地点からの見え方に配慮した色彩計画を図ることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>外壁の色彩</u>については、*¹³ 核都市「立川」にふさわしい品格の感じられる街並みとなるよう、高明度・低彩度の色彩を基本とするが、<u>歩行者空間に面しては、駅前</u>にふさわしいにぎわいの連続性が感じられる色彩を基本とします。 ・<u>アクセント色</u>については、特に基準値を定めないこととするが、都市の顔となる街並みへの影響を考慮し、駅前広場などの*⁷ 主な視点からの見え方に配慮した色彩とします。 	景観審議会
3	<p>P. 79 第4章 景観形成の方針・基準等 別表4-4-1 届出対象建築物等の色彩基準 色彩による景観形成の考え方 玉川上水地区、立川崖線地区、国分寺崖線地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>外壁基本色</u>については、地域の豊かな緑が街並みに映えるよう、低・中彩度の暖色系の色彩を基本とします。 ・<u>強調色</u>については、地域の豊かな緑が映える市街地から突出しないよう、明度や彩度を抑えた屋根の色彩とします。 ・<u>アクセント色</u>については、周辺地域への影響を考慮し、強い色彩の使用を避け、自然の緑との極端な対比とならない自然環境に配慮した色彩計画とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>外壁の色彩</u>については、地域の豊かな緑が街並みに映えるよう、低・中彩度の暖色系の色彩を基本とします。 ・<u>屋根色</u>については、地域の豊かな緑が映える市街地から突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩を基本とします。 ・<u>アクセント色</u>については、周辺地域への影響を考慮し、強い色彩の使用を避け、自然の緑との極端な対比とならない自然環境に配慮した色彩とします。 	景観審議会

番号	修正箇所	旧	新	備考
4	P. 79 第4章 景観形成の方針・基準等 別表4-4-1 届出対象建築物等の色彩 基準 備考 4行目	自然素材を使用する場合については、 <u>これを尊重する。</u>	自然素材を使用する場合については、 <u>景観審議会の意見を聴取した上で、これを尊重する。</u>	景観審議会
5	P. 90 資料 図1 区分詳細図【基本区分】		玉川上水地区、五日市街道地区、モノール軸などに対して「〇〇から〇〇mの指定範囲」などと区分の説明を追加 主要な道路を追加	景観審議会
6	P. 92 資料 資料-2 用語解説	<u>主な地点</u>	<u>主な視点</u> ※本文中も同様に変更	景観審議会
7	P. 93 資料 資料-2 用語解説 P. 37 第4章 景観形成の方針・基準等 4-2 景観形成の方針及び基準【基本区分】 (3)一般市街地地域 【景観形成及び誘導の方針】 <u>歴史を感じる街並みの形成</u> 景観誘導の方針 7行目	<u>小径沿道の線形</u> <u>小径沿道の線形や</u>	(削除) <u>ゆるやかに曲がる道の線形や</u>	景観審議会